

改憲論を斬る

2012年7月21日
弁護士 東 敦子

1 はじめに

そもそも憲法とは何か ～国の基本的なルール～

アメリカの独立宣言をつくったジェファーソンさんの言葉

「憲法の鎖によって、非行をおこなわないように拘束する必要がある」

ケンタッキー州議会決議 1798年

日本国憲法

第二次世界大戦直後の作品。

平和主義に代表される先進的な世界の到達点を一段高めた憲法として誕生。平和・自由・民主の基本原理は、自由と民主主義は平和なくして確保されず、また、国際平和は各国の自由で民主的な体制が成立してはじめて現実のものになるという、不可分一体の関係。

- ① 人権尊重
- ② 国民主権
- ③ 平和主義

2 改憲論（まずは、敵をよく知りましょう）

自民党のホームページから

「自主憲法の制定」は自民党の使命

昭和31年4月 『中間報告-憲法改正の必要と問題点』

昭和47年6月 『憲法改正大綱草案(試案)-憲法改正の必要とその方向』

昭和57年8月 『日本国憲法総括中間報告』

平成17年11月 『新憲法草案』

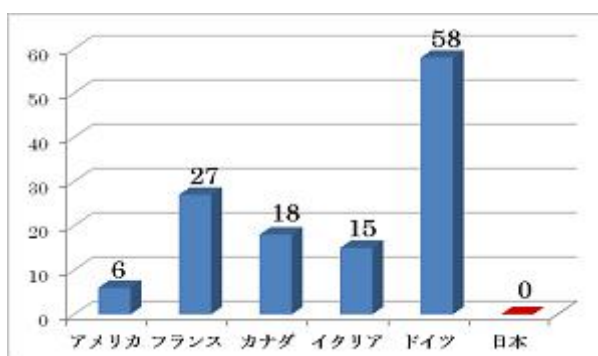
平成24年4月 『日本国憲法改正草案』

サンフランシスコ講和条約から60年、憲法改正草案を発表

わが国が主権を回復したサンフランシスコ講和条約から60年になる本年（平成24年）4月、自民党は、新たに日本にふさわしい「日本国憲法改正

草案」を公表しました。次期総選挙においても、「憲法改正案」の内容を世に問うていきます。今の民主党には、新しい憲法による新しい国のかたちを国民に提示することなど永遠にできません。また、それ以外の政党を見渡しても、憲法問題を正面から、しかも体系的に取り扱っているところは見当たりません。我々は、過去も未来も、憲法を、そして、この国のあり方を提示するフロントランナーなのです。

諸外国の戦後の憲法改正



世界の国々は、時代の要請に即した形で憲法を改正し、新たな課題に対応しています。主要国を見ても、戦後の改正回数は、アメリカが6回、フランスが27回、第2次世界大戦で同じく敗戦したイタリアは15回、ドイツに至っては58回も憲法改正を行っています。しかし、日本は戦後一度として改正していません。

日本らしさを踏まえ、自らが作る日本国憲法

「日本国憲法改正草案」は、前文から補則まで現行憲法の全ての条項を見直し、全体で11章、110カ条（現行憲法は10章及び第11章の補則で103カ条）の構成としています。自民党の憲法改正草案が国民投票によって成立すれば、戦後初めての憲法改正であり、まさに日本国民自らの手で作った真の自主憲法となります。草案は、前文の全てを書き換え、日本の歴史や文化、和を尊び家族や社会が互いに助け合って国家が成り立っていることなどを述べています。主要な改正点については、国旗・国歌の規定、自衛権の明記や緊急事態条項の新設、家族の尊重、環境保全の責務、財政の健全性の確保、憲法改正発議要件の緩和など、時代の要請、新たな課題に対応した憲法改正草案となっています。

自民党は「憲法改正原案」の国会提出を目指しています。

「国民投票法」の施行に伴い、「憲法改正案」を国会に提出することが可能となりました。わが党は、国民の理解を得る努力を積み重ね、「憲法改正原案」の国会提出を実現し、憲法改正に向けて全力で取り組みます。

「日本国憲法改正草案」の概要

(前文)

国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の三つの原則を継承しつつ、日本国の歴史や文化、国や郷土を自ら守る気概などを表明。

(第1章 天皇)

天皇は元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴。

国旗は日章旗、国歌は君が代とし、元号の規定も新設。

(第2章 安全保障)

平和主義は継承するとともに、自衛権を明記し、国防軍の保持を規定。

領土の保全等の規定を新設。

(第3章 国民の権利及び義務)

選挙権（地方選挙を含む）について国籍要件を規定。

家族の尊重、家族は互いに助け合うことを規定。

環境保全の責務、在外国民の保護、犯罪被害者等への配慮を新たに規定。

(第4章 国会)

選挙区は人口を基本とし、行政区画等を総合的に勘案して定める

(第5章 内閣)

内閣総理大臣が欠けた場合の権限代行を規定。

内閣総理大臣の権限として、衆議院の解散決定権、行政各部の指揮監督権、国防軍の指揮権を規定。

(第6章 司法)

裁判官の報酬を減額できる条項を規定。

(第7章 財政)

財政の健全性の確保を規定。

(第8章 地方自治)

国及び地方自治体の協力関係を規定。

(第9章 緊急事態)

外部からの武力攻撃、地震等による大規模な自然災害などの法律で定める緊急事態において、内閣総理大臣が緊急事態を宣言し、これに伴う措置を行えることを規定。

(第10章 改正)

憲法改正の発議要件を衆参それぞれの過半数に緩和。

(第11章 最高法規)

憲法は国の最高法規であることを規定。

3 何が問題か

- ① 軍隊（国防軍）を持ち、海外派兵できることを認める憲法にする
→ 基本的事件の保障や民主主義のあり方そのものが障害になってくる
- ② 基本的人権保障の変質
軍事はもとより、政府の政策判断が人権に優先される。
- ③ 国民主権の変質
内閣総理大臣の強力なリーダーシップ
国民主権の矮小化
憲法改正条項の「改正」 国民投票を不要に・・・。
- ④ 憲法そのものの変質
憲法尊重擁護義務を「国民」にも課す

4 具体的に対照してみよう

（前文）国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の三つの原則を継承しつつ、日本国の歴史や文化、国や郷土を自ら守る気概などを表明。
→ 「平和のうちに生存する権利」を意図的に欠落させている。

（第1章 天皇）

天皇は元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴。

国旗は日章旗、国歌は君が代とし、元号の規定も新設。

（第2章 安全保障）

国防軍の保持を規定。領土の保全等の規定を新設。

	現行憲法	自民党草案
第9条 （平和主義）	日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。	日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。 →侵略戦争だけを放棄
第9条の2(国防軍)		我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

		<p>国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。</p> <p>国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。</p> <p>前二項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。</p> <p>国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。</p>
--	--	--

(第3章 国民の権利及び義務)

選挙権（地方選挙を含む）について国籍要件を規定。

家族の尊重、家族は互いに助け合うことを規定。

環境保全の責務、在外国民の保護、犯罪被害者等への配慮を新たに規定。

<p>第12条 （国民の責務）</p>	<p>この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。</p>	<p>この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持しなければならない。国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に<u>公益及び公の秩序</u>に反してはならない。</p> <p>→<u>人権よりも政策判断が優先される</u></p>
-------------------------	---	---

<p>第13条 (個人の尊重等)</p>	<p>すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、<u>公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。</u></p>	<p>全てて国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、<u>公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。</u> →人権の制約は、人権でしか、できない！！公共の福祉は人権の調整弁である</p>
<p>第20条 (信教の自由)</p>	<p>信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。</p>	<p>信教の自由は、保障する。国はいかなる宗教団体に対しても特権を与えてはならない。何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。国及び地方公共団体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。<u>ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない。</u></p>
<p>第21条 (表現の自由)</p>	<p>集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。</p>	<p>集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は保障する。<u>前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。</u>検閲は、してはならない。通信の秘密は侵してはならない。</p>

(第4章 国会)

選挙区は人口を基本とし、行政区画等を総合的に勘案して定める。

(第5章 内閣)

内閣総理大臣が欠けた場合の権限代行を規定。

内閣総理大臣の権限として、衆議院の解散決定権、行政各部の指揮監督権、国防軍の指揮権を規定。

(第6章 司法)

裁判官の報酬を減額できる条項を規定。

(第7章 財政)

財政の健全性の確保を規定。

(第8章 地方自治)

国及び地方自治体の協力関係を規定。

(第9章 緊急事態)

外部からの武力攻撃、地震等による大規模な自然災害などの法律で定める緊急事態において、内閣総理大臣が緊急事態を宣言し、これに伴う措置を行えることを規定。

(第10章 改正)

憲法改正の発議要件を衆参それぞれの過半数に緩和。

第96条	この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。	この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議に基づき、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には、法律の定めるところにより行われる国民の投票において、有効投票の過半数の賛成を必要とする。 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、直ちに憲法改正を公布する。
------	--	---

(第11章 最高法規)

憲法は国の最高法規であることを規定。

第97条(基本的人権の意義)	この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。	なんと、削除！！
----------------	---	----------

第98条(憲法の最高法規性等)	この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。	この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。
第99条(憲法尊重擁護義務)	天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。	全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。 国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う。 →憲法は国を縛るルールである！

5 改憲論を斬る

押しつけられたものだ・・・世界大戦後に生まれた奇跡。押しつけではない。
改正されたことが一度もない・・・各国の憲法の性質を全く無視。

よいものは守っていく。より活かす。

新しい人権を盛り込みました・・・13条の解釈で十分。

しかもこれはみせかけのことで・・・。

改憲の本質は

「戦争国家体制づくりが進められ、世界のどこにでも日本がアメリカとの戦闘行為に参加していくことが可能になる国を目指しているだけである。国民に対しては、様々な犠牲が強いられ、その声が政治に反映されない仕組みが用意されている。」

→ 国民は騙されない。

→ 憲法の骨抜きは許さない。

→ 平和の実現や国民生活のために憲法をいかすために、一人一人が考え、行動する！！発言する！！